

106条3～5号業務の概要

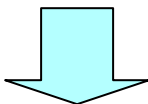
1. 再資源化支援部離島対策(3号)業務

○自動車リサイクル法における規定事項

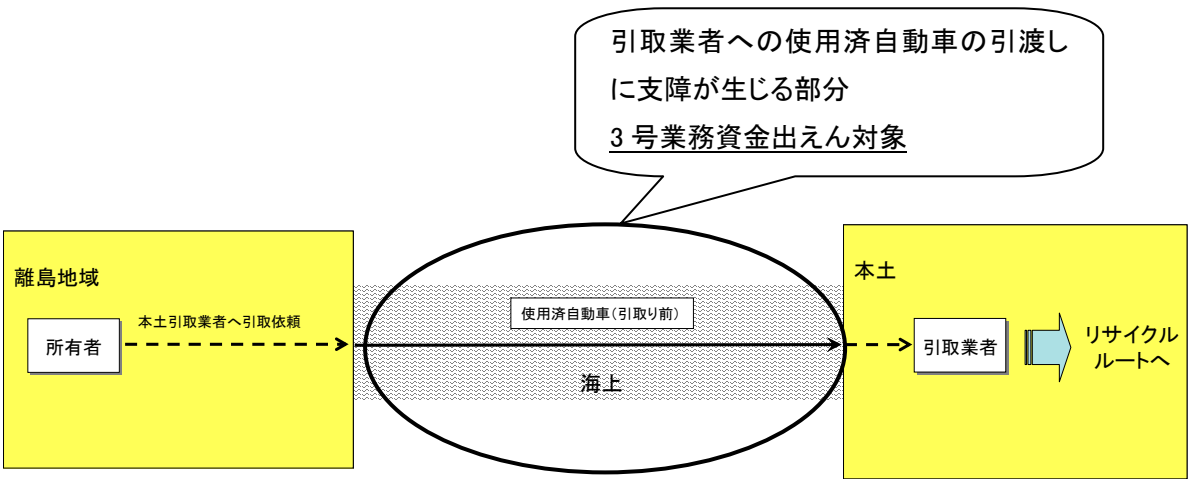
【自動車リサイクル法第 106 条 3 号】

市町村の長の申出を受けて、離島の地域として政令で定める地域のうち主務大臣が引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村が、引取業者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬その他の当該支障を除去するための措置を講ずる場合において、当該市町村に対し、当該措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこと。

※ 本業務はリサイクル料金の剰余金を原資として行なう。(なお、剰余金出えん対象業務は 幣部 3 号業務の他に、資金管理業務の実施費用、幣部 4 号業務、情報管理センター業務の実施費用等があり、資金管理業務諮問委員会にて、その割振りは前年度末迄に決定される)



目的は、離島地域において引取業者への使用済自動車の引渡しの支障に対して支援することである。離島特有の支障として、例えば本土引取業者への海上輸送にかかる費用に出えんすることを想定。



○対象離島地域

政省令により、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象地域であって地理的条件、交通事情その他の条件により引取業者への使用済自動車の引渡しが、他の地域に比べて著しく困難な地域であることが必要。通常は本土と橋で連結していないため海上輸送が必要で、有人かつ島内に自動車を保有している地域が想定される。その上で市町村が支障除去のための措置を行なうことが必要。

対象地域島数：311 島* 人口：735 千人 自動車保有台数：416 千台
*212 市町村

区分	島数	面積 (km ²)	人口 (人) 平成12年国調	自動車 保有台数	備考
有人離島 (①+②)	396	9,614	1,147,935		
①離島4法対象 有人離島	315	7,588	737,083	417,467	「離島振興法」(263島) 「小笠原諸島振興開発特別措置法」(4島) 「奄美群島振興開発特別措置法」(8島) 「沖縄振興開発特別措置法」(40島)
本土と橋で連結していない 有人離島	311	7,553	735,445	416,489	礼文島、佐渡島、父島、母島、奄美大島、喜界島、徳之島、久米島、宮古島、石垣島、西表島等
本土と橋で連結している 有人離島	4	35	1,638	978	櫃石島、岩黒島、与島、淡路島(一部指定地域)
②離島4法対象外の 有人離島	81	2,026	410,852		本土と橋で連結または隣接等しており、安定した交通が確保されている地域。城ヶ島、小豆島、能登島等

データ出典：2002 年離島統計年報 ((財)日本離島センター)

(参考) 当該地域内の島内処理業者の有無と自動車保有台数 (環境省 H14 年度調査データより)

業者有無	業者数	自動車保有台数 (合計に対する割合)	備考
なし	—	12 万台 (30%)	マニフェスト発行後に海上輸送を要する。
販売・整備業者	647 社	14 万台 (34%)	
解体業者	27 社	16 万台 (36%)	